

## 平成29年度事業計画

### 1 昨年度の事業

(1) 市町村に災害協定の提案をして司法書士の存在をアピールしました。

具体的には、甲斐市・中央市・韮崎市・甲府市・都留市の5つの市と災害協定を締結しました。

災害協定締結の意味は、私たち司法書士が、東日本大震災発生後の積極的な支援活動で得た経験と知識を生かし、災害発生時の市民への法的サービスを十分に提供することでありますが、それ以上に大切な事は、災害発生の有無に関わらず、今回の災害協定締結を契機として、市と司法書士会がさらに連携を強固なものとし、市民に司法書士をより身近な存在と感じていただき、司法書士をさらに活用していただくためにアピールする絶好の機会であると考えております。

(2) 市町村に直接働きかけ、市町村から司法書士へ相続登記の流れを作るため、相続登記促進のため法務局と一緒に「未来につなぐ相続登記」をテーマに市町村をまわりました。

市町村によっては、遺族に配布する「死亡による手続き一覧表」の中に「※土地・家屋を相続する場合は、法務局・司法書士会にご相談ください」との文言を入れていただけました。

実際に市町村から司法書士へ相続登記の流れができたかは今後の検証が必要になります。

(3) 『老いと向き合う』をメインテーマとして行動いたしました。

2025年の日本において、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない「超高齢社会」を迎え、認知症・孤独死・老後破産・空き家の増加等多くの問題が発生することが予測される今、司法書士は無関心ではいけない『老いと向き合う』をメインテーマとして山梨県司法書士会の活動を行い、市町村との災害協定の際や山梨県老人クラブ連合会に『老いと向き合う』のチラシをもって行き、「超高齢社会」における司法書士の有用性を訴えてきました。

### 2 本年度の事業計画

(1) 災害協定に関しましては、本年度も山梨県の全27市町村と災害協定締結をめざし積極的に行動いたします。

(2) 『老いと向き合う』をメインテーマとして司法書士の有用性を市町村及びその住民に訴えていきます。

具体的には、シンポジウムの開催、市民公開講座・出前講座の開催、相談会の開催などです。

(3) 不動産登記規則の一部を改正する省令が平成 29 年 5 月 29 日から施行される予定となり、「法定相続情報証明制度」の運用が開始されます。

「法定相続情報証明制度」の運用開始にあたり、大切なことは、相続が発生したときに、司法書士がどのような法的サービスを提供できるのかをアピールするチャンスであると理解し対策を講じることであります。

「法定相続情報証明制度」を私たちの本来的な業務である相続登記といかに結びつけるかも重要であります。登記に限らず遺産承継等相続手続きは司法書士がサポートすることを市民にアピールし理解してもらうための具体的な行動が非常に重要であると考えます。

事業計画の基本姿勢は、『司法書士が、今以上に市民の暮らしの中に息づく存在になること』であり、そのために『積極的に行動する』ことであります。

## 総務部

### 1 厚生委員会

- ① 会員相互の親睦を深め、情報交換を密にするため、新年会、親睦旅行、懇親会等を企画、実施する。
- ② 人間ドック助成制度の一層の普及を図る。
- ③ 司法書士会館の適正な運営を図る。

### 2 登録調査・表彰等選考委員会

- ① 登録等の申請者の審査
- ② 各種表彰者の選考

### 3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

### 4 総務委員会

総務部が統合され、総務委員会の重要性が増してくると思います。また、他の委員会が山梨県司法書士会における攻めの役割を担うとすると、本委員会は当会の守りの要を担う役割を果たす委員会であると思います。今後は、総務委員会が果たす役割の重要性を認識し、関係規定に沿って、迅速・丁寧に対応する。

### 5 苦情対応窓口

- ① 平成 28 年度と同じく、一般の企業と同様に、苦情に対しては、すばやい対応が求められる。チームワークをもって、その体制作りを行なっていきたい。
- ② 苦情申立人の気持ちに配慮し、懲罰を求める感情をできる限り和らげ、問題の把握に

努めて、臨機応変に対応する。

- ③ 市民の権利に対する意識の高まりを受け、苦情の内容も複雑化及び深刻化してきているので、慎重な対応が必要。電話で受けるだけでなく、苦情申立人と直接会って聞くことも、苦情を深刻化させない方法である。
- ④ 言いがかり的な苦情には厳正に対処いたします。

## 6 紛議調停委員会

毎年願うことですが、紛議調停委員会が開催されることがないことを期待します。ただ、開催された場合は、会員の立場に立つことなく、厳正、中立、公平に対処いたします。

## 7 非司排除委員会

前年度と同様に、非司行為をする者及び疑いのある者、又はそれらの者に依頼する一般の方々に、司法書士法73条（非司行為の禁止）を広報していくとともに、更なる非司の告発及び告訴等を行なうため、関係機関との協力を推進していく。

## 経 理 部

不安定な世の中にあって会員の事件数も減少傾向にあり、会員の収入も思うにまかせぬ現状にあることを認識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて努力する。

- ① 予算執行にあっては、適正を旨とし可能な限り節約につとめる。
- ② 重要且つ緊急な支出に対応するため予備費の充実を図る。
- ③ 各月の会計書類を毎月監査することにより会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

## 業 務 部

### 1 業務推進委員会

- 1) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する担当委員を設置する。
- 2) 各担当委員は担当部局の窓口となって、情報収集、情報交換を行いその経過及び結果を委員会に報告する。
- 3) 企画部、研修部等の他部と連携し、収集した情報の共有及び活用を図る。

### 2 業務部共通事項

- 1) 会員のニーズを吸い上げ、業務効率向上策を立案する。
- 2) 法改正などの業務変革に対応するため特別委員会の設置を提案する。

## 研 修 部

### 1 単位制研修の開催

- 4月22日（土）「民事信託の実務」日司連 DVD 研修
- 5月16日（火）「法定相続情報証明制度に備えるセミナー」司法書士会・法務局
- 5月20日（土）「消費者被害の実態と対応」弁護士 永淵 智 先生

6月24日（土）（予）「最近の登記申請事例から」甲府地方法務局登記官  
上記のほか不動産登記法分野、財産管理業務分野、裁判業務分野、周辺業務関連分野、執務倫理分野その他の研修会をアンケート等の結果を踏まえ、提供単位総数36単位以上を目処に適宜企画実施する。

## 2 年次制研修の開催

例年どおり11月の開催を予定。

## 3 部会の開催

集合形式による部会開催を5回前後予定し、諸連絡及び個別打合せについては引き続きメーリングリスト等を活用し会議費の節減に努める。

## 4 法教育事業の実施

本年度においても引き続き山梨県青年司法書士協議会と共催して実施する。

## 5 単位取得率向上のための各種施策の検討と実施

いわゆる同時配信その他の遠隔地情報伝達技術の積極的な活用とその周知を図る

支部研修への助成制度の継続・増強

研修テーマの精査及び会場選定等アクセス改善の検討

支部長への各支部会員の実情の聞き取り（障害事由の把握と未取得者に対する個別アプローチの強化）

## 6 年次制研修不参加者への対応の強化

総務部と連携し、日司連の定める年次制研修不参加者に対する指導要領に基づく指導の徹底を図る。

## 7 単位管理等小委員会の設置

5及び6の施策の実効性を高めるため、研修部、総務部、担当副会長から成る小委員会を設置し、会員の単位取得状況及び年次制研修参加状況を把握・分析すると共に、関連諸規定に則り、会員に対する啓発を一層強化する。

## 広 報 部

広報委員会の役割

### 1. 制度広報

#### ① 「司法書士の日記念相談会」実施

8月3日（木）県立図書館1階イベントスペース（半分）

#### ② 新聞による広告（月極）

#### ③ 例年通りの広報

### 2. 「甲州路」の発行

### 3. 「かいいん通信」の配信

## 企 画 事 業 部

年々多様化する司法書士業務の中で、司法書士が社会に対して責任ある職能として存在し、市民から信頼され、専門性のさらなる向上に役立つ取り組みをしていくためには、これまで以上に地域社会との連携が必要であると思われま

す。司法書士業務の拡大と発展のために、まずは、社会問題に対し積極的な対応を心がけていきたいと思

### 1. 老いと向き合う

今後も人口減少が進むことが予想される日本ですが、それに伴い様々な問題が発生することが予測されています。「2025年問題」や「少子高齢化」といった言葉も、そのような問題の中の1つです。

2025年の後期高齢者は約2179万人、65歳以上の前期高齢者を含めると約3658万人に達すると推定されます。その結果、2020年代には高齢化率は30%を上回り、毎年の死亡者数は150万人を超えて出生率の2倍になるともいわれております。

2025年問題とは「団塊の世代」という巨大な集団が後期高齢者となり、少子高齢化問題にさらに拍車がかかってしまうことで生じる多くの問題を表した言葉です。しかもこの問題は、2025年だけで終わるのではなく、それ以降も続いていくと考えられております。

少子高齢化は、今後急速に首都圏をはじめとする都市部で進むと見込まれています。ここでは「認知症の高齢者の増加、介護の問題、医療の問題、社会保障費の問題、死の問題、住まいの問題」など、これまで問われることの少なかった多様な問題が、「2025年」を機に一気に表面化してくるとおもわれます。

そこで、山梨県司法書士会では「老いと向き合う」をスローガンに掲げ、広報部や必要に応じて他の委員会と連携して、少しでも市民の皆様のお力になれるよう、不安から解消されるよう、「シンポジウム」「市民法律講座」や「出前講座」を開催したいとおもいます。

### 2. 災害協定

ここ山梨県下においては、東海地震の発生や富士山の噴火による大規模な被害が懸念されます。このような大規模災害が発生した際には、被災者からの法律相談の需要が高まる

ことが予想されます。そのような事態に備えて、市民が迅速に法律相談を受けられる体制を構築しておくは、市民サービスの一環として重要なことではないでしょうか。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北から関東にかけての太平洋沿岸地域では甚大な被害を被り、多くの犠牲者を出しました。未だ被災者の多くは不自由な生活を強いられ、復興は道半ばの状況です。

このような大規模災害に備えて、地方自治体と各種企業・団体との間で、様々な分野において災害時支援協定を結ぶ動きが全国的に広がっています。

よって、引き続き山梨県下全てにおいて、「災害協定」の締結を目指します。

### 3. 平成29年度十士会当番会

今年度は、十士会が15周年を迎える節目の年となりました。これも、会員皆様のご理解とご協力のことと、とても感謝しております。

その記念すべき年に、当会が当番会となりました。いつもより少し工夫をして少しでも市民の皆様のお役にたてればと思っておりますので、また、なお一層のご協力のほどよろしくお願いいたします。

第15回 山梨の10士業による無料なんでも合同相談会

平成29年11月23日（木）祝日

場所：甲府総合市民会館

### 1 総合相談センター

ほぼ昨年度と同様の相談会を開催

具体的な開催日・開催時間・相談担当者数は運営委員会で決定する

開催回数の削減の可能性もあります

変更点等については以下の3点。

- ①税理士会との合同相談会「 税と登記の合同相談会 」年1回開催予定
- ②甲府市商工会議所内で、無料相談会の開催を企画中。
- ③現在運営されている定例の相談会を見直し、開催時間、日程等、会員が参加しやすい相談会の運営を考える。

#### 定例相談会

金曜相談会	第4	18時～20時
甲府市役所相談会	第1水曜日	10時～13時
山交相談会	第1・第3火曜日	13時～16時
笛吹社協相談会	毎月1回程度	13時30分～15時30分
白州相談会	毎月1回程度	10時～13時
富士急百貨店相談会	第4火曜日	13時～16時
都留市中心配ごと相談所	第1・第3金曜日	13時～16時
富士吉田市役所	毎月10日	13時～16時

#### 単発の相談会

法の日（峡北・峡南・甲府・峡東・東部富士五湖）

相続・遺言・成年後見（峡北・峡南・甲府・峡東・東部富士五湖）

山梨県三多摩支会合同相談会（小菅村・丹波山村）

有料相談会

#### 各種団体の開催する相談会へ相談員の派遣

1日合同行政相談会（甲府・峡南・大月・峡北など）

法務局休日相談所  
十士会合同相談会  
多重債務者相談強化キャンペーン  
法律扶助の日無料相談会

## 2 調停センター

### (1) 調停センターの運営について

- ① 昨年度に引き続き、運営委員会内を2つの部門（広報部門及び研修部門）に分け、運営し、広報活動及び研修会をさらに充実してまいります。
- ② 広報部門の運営委員が中心となり、各支部・各種団体への説明等より積極的な広報活動を行います。また、無料の SNS 並びに会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ③ 研修部門の運営委員が中心となり、平成28年度に好評を得た「相談技法研修会」を開催します。平成29年1月13日に開催させて頂いた研修会には、県内行政機関・福祉機関・教育機関からの参加者があり、当センターをPRする機会を得たと共に、出前研修会の要望も頂きました。平成29年度以降も、継続して研修会を開催していきたいと思っております。また、本会会員を対象とした調停人養成研修の開催を検討し、手続実施者を拡充していくように努めたいと思っております。また、関東ブロック研修会の開催を検討します。
- ④ 規程類の修正又は運営上の文書類作成並びに運営理念確定のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握、広報部門及び研修部門の情報交換のために運営委員会（全体会議）を開催します。

### (2) 案件受託のための工夫

- ① 昨年度に引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。また、各種団体へ出向き、広報活動を行います。
- ② 昨年度に引き続き、会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案についてADRによる解決に向けたものについて、センターを紹介してもらえよう働きかけを行います。

### (3) 研修会の実施及び参加

「相談技法研修会」に、より多くの相談窓口担当者の研修会参加を求め、ご参加頂いた相談窓口担当者の相談技術の向上を図ると共に、トラブル解決の選択肢の1つとしての当センターを認識しご利用して頂くように促します。山梨県司法書士会員の参加も促し、会員の相談技法向上に寄与すると共に、参加者どうしの交流の場にもなるような研修会を行いたいと思っております。

### (4) 事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

尚、平成28年度の事案の受託状況は、1件でした。

### 3 開業支援司法過疎対策委員会

#### ①事務所承継システムについて。

ホームページの見直し。

#### ②会員に事務所承継システムへの登録を促す。

#### ③関ブロ管内にPRして、優秀な人材を山梨で開業してもらえるように情報を提供していく。

#### ④新規開業者に山梨県会独自の最新情報を提供していく。

### 4 空家対策委員会

空家対策は国家的プロジェクトであり、各市町村にも国から予算配分し、各市町村は、今後積極的に空家対策に取り込まなければならなくなっていることは周知のとおりです。

当会の空家対策委員会も、これに応じるべき対応として、当会独自の組織づくりを中心  
に、設置規程、運用基準を制定の上、各市町村に対し、企画書を提出しながら、業務委託  
の協定を押し進めてきました。

山梨県でも県の指導により、県内の多くの市町村では、昨年9月の定例議会において  
空  
家対策にかかる条例が制定され、本年1月から施行され、各専門業界に対し委員委嘱の  
推  
薦依頼の上、具体的な検討に入ってきました。

そこで、当会の空家対策委員会では、今後、県内の多くの市町村より、専門委員の委  
嘱  
の推薦依頼が増加してくると思いますので、これに応じる対応として、平成29年度事  
業  
計画を次のとおりとする。

1. 積極的な空家等対策事業の推進
2. 各市町村との空家等対策に関する協定書・業務委託契約の締結
3. 市町村における空家等対策協議会等への委員派遣
4. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
5. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登録作業
6. 空家等対策事業に関する情報収集及び他の団体との情報交換